

令和8年2月2日(月)から区役所などの窓口時間が変わります

電子申請の拡充やコンビニで証明書を取得する方が増えている状況などを踏まえ、区役所などの窓口受付時間を短縮します。受付時間の変更により生み出された時間を、業務課題の改善や事務の効率化のための検討時間として活用することで、より便利で質の高いサービスの提供につなげていきます。

①平日の窓口受付時間

変更後

午前9時～午後4時半
(現行：午前8時半～午後5時15分)

対 象 区役所窓口(区民課、福祉課、保健こども課、保護課、税務室)
出張所窓口(託麻、河内、芳野分室、幸田、城南、天明、龍田、清水)
本庁窓口(市民税課、固定資産税課、納税課、国保年金課)

※電話受付時間の変更はありません。(午前8時半～午後5時15分)

②時間外および土日祝日の受付時間(中央区のみ)

【令和8年2月～】

	平日	祝日	土	日
証明窓口	開設無し			午前9時～午後4時半
パスポート窓口				

(窓口時間の変更について：改革プロジェクト推進課 ☎096-328-2110)
(中央区時間外窓口・コンビニ交付について：戸籍住民課 ☎096-328-2031)

**証明書は
「コンビニ交付」を利用ください
(安くて早くて便利！)**

※利用にはマイナンバーカードが必要です。

発行できる
証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書など

ステップ①

コンビニなどにあるマルチコピー機へ

ステップ②

「行政サービス」⇒「証明書交付」を選択

ステップ③

マイナンバーカードをセットし、
4桁の暗証番号を入力

ステップ④

必要な証明書を選び手数料を支払う

コンビニ交付の
詳細はこちら



電子申請は
こちら



令和7年8月10日からの大雨により被害を受けられた方へ

事業者向け

被災事業者の店舗移転を補助します

【対象】令和7年8月10日からの大雨による被害について本市商業金融課が発行する「り災証明書」を取得しており、熊本市内に所在する店舗の事業者(小売業、飲食業、サービス業)で、熊本市内の店舗に移転する者(ただし、事務所機能のみのテナントは除く)

【補助上限額】1事業者あたり50万円

【補助金額】補助対象経費の2分の1

【申込】申請書と必要書類を商業金融課へ

※申請書や制度案内は、市ホームページからダウンロードまたは商業金融課にて配布。

(商業金融課 ☎096-328-2424)



被災した市内中小企業の資金繰りを支援します

【対象】令和7年8月10日からの大雨による事業所の被害について熊本県内の自治体が発行する「り災証明書」または「被災証明書」を取得し、熊本市内で事業を営んでいる者

【対象融資】熊本県制度融資「金融円滑化特別資金(令和7年8月大雨枠)」または「金融円滑化特別資金(セーフティネット保証対応枠(令和7年8月大雨分))」(令和7年12月末までの融資実行分)

【補助期間および補助率】

融資実行から3年間の利子の2分の1

※詳しくは、市ホームページ(右記QRコード)へ。

(商業金融課 ☎096-328-2424)



被災事業所の消毒費を補助します

【対象】令和7年8月10日からの大雨による被害について本市商業金融課が発行する「り災証明書」を取得している事業所の所有者または使用者

【補助上限額】1事業所あたり5万円

【補助率】補助対象経費の2分の1以内

【申込】電子申請、持参または郵送で〒860-8601経済政策課へ

※電子申請はQRコード(左)から申請できます。

※詳しくは、市ホームページ(QRコード(右))へ。

(経済政策課 ☎096-328-2986)



【電子申請】



【市ホームページ】

被災された方

災害見舞金を支給します

【対象】次の要件を全て満たす方

(1)被災当時、本市在住で住民基本台帳に登録されている方
(2)準半壊に至らない(浸水区分が床上浸水と記載があるもの)・準半壊・半壊・中規模半壊・大規模半壊・全壊のいずれかの「り災証明書」の交付を受けた方、もしくは、災害が直接の原因として療養を要する期間がおおむね1月以上の重傷を負った方

【支給額】被害の区分に応じて、以下の災害見舞金が支給されます。

床上浸水	準半壊・半壊・ 中規模半壊・大規模半壊	全壊	重傷
1万円	3万円	5万円	3万円

※住家の被害の区分(重傷除く)が重複している場合は、金額の大きい区分のみが支給対象です。(準半壊かつ床上浸水の場合は準半壊の3万円が支給されます)

災害見舞金の申請に必要な「り災証明書」の電子申請の期限は11月30日(日)です。(窓口申請の期限は11月28日(金)まで)※重傷の場合は「り災証明書」不要。

(健康福祉政策課 ☎096-328-2340)

雑損控除などの所得税(住民税)の軽減等の措置を受けられる場合があります

【対象】令和7年8月10日からの大雨により、住宅や家財などに損害を受けた方

令和7年分確定申告期(来年2～3月)においては、多くの相談者の来場で、申告相談会場の混雑が予想されます。事前の相談をお願いします。

所得税の軽減等の措置について、詳しくは、国税庁ホームページもしくは電話相談センターへ。

電話相談センター(☎096-355-1181)

※音声ガイダンス後、1番選択

(市民税課 ☎096-328-2183)

その他の大雨による被災者支援に関する
情報はこちら➡

